

## 製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めのあるものを除くほか、製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、電気料金等エネルギー価格高騰の影響が特に大きい、道内で製造業を営む中小企業者等の負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入を支援する。

### (定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業連合で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ④ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

(2) 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における製造業（大分類番号E）をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 製造業を営む道内に製造拠点を有する中小企業者等とする。

(2) 令和4年4月から9月のいずれかの月に支払った燃料費等（電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油をいう。以下同じ。）の単価が前年同月の単価よりも増加していること。ただし、令和3年（2021年）10月1日以降に創業した事業者については、創業日翌月以降の任意の月の燃料費等の単価が、創業日から申請日前月までの平均単価よりも増加していること。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 省エネルギーを目的とした設備の導入により、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた設備を導入するもの。

(2) 申請する事業について、国、道が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。

### (補助実施期間)

第6条 補助金の実施期間は、第9条の規定に基づく交付決定日以降とする。ただし、令和4年10月7日以降で交付決定の前に着手した事業については、第8条第3項の規定による交付決定前着手の申請の承認を受けた場合に限り、事業に着手した日以降を対象とする。

### (補助対象経費、補助率及び限度額)

第7条 補助の対象となる経費、補助率及び限度額については、次の表の区分のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
省エネルギー設備の導入経費（設備費、設計費、工事費）	3/4 以内	500 万円

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、知事に対し、規則第 3 条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金交付申請書（経済第 1 号様式（平成 25 年北海道告示第 10329-22 号に定める様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1）事業計画書（経済第 2 号様式）
- （2）事業計画書（経済第 4 号様式）
- （3）補助金等交付申請額算出調書（経済第 7 号様式）
- （4）経費の配分調書（経済第 10 号様式）
- （5）事業予算書（経済第 11 号様式）
- （6）資金収支計画書（経済第 23 号様式）
- （7）その他知事が別に指示する書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第 1 号様式により、知事に提出することとする。

（補助金の交付決定）

第 9 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第 10 条 知事は、前条による補助金の交付決定を行う場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条 補助金の交付を申請した者は、第 9 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に経済第 13 号様式の補助金等交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

（補助事業の中止等）

第 12 条 第 9 条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があつた事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業費について 20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ経済第 12 号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の費目間における 20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める処分制限財産は、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して「総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して 10 年間。以下「取得制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分の承認申請を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部又は一部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- 5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は第 9 条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第 12 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は令和 5 年（2023 年）3 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。
  - (1) 事業実績書（経済第 2 号様式）
  - (2) 事業実績書（経済第 4 号様式）
  - (3) 経費の配分調書（経済第 10 号様式）
  - (4) 補助金等精算書（経済第 20 号様式）
  - (5) 事業精算書（経済第 22 号様式）

(6) 第 16 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し

(7) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第 18 条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 2 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 16 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 20 条 知事は、第 17 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から 20 日以内に補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 21 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助決定等の取消し)

第 22 条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 23 条 知事は、前条の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 11 月 2 日から適用する。